



# 島根県報

平成27年 4月21日 (火)

## 第 2,692 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

補助金等交付規則第3条の規定により島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	(地 域 政 策 課)	2
補助金等交付規則第3条の規定によりしまね衛生・品質管理体制推進事業補助金の交付の対象等を定める告示	(しまねブランド推進課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水 産 課)	3
指定漁船調書の縦覧	(       "       )	3
漁業災害補償法の規定による同意	(       "       )	4

**告 示****島根県告示第325号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成27年 4月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金の名称

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金

## 2 交付の目的

県民や事業者への再生可能エネルギーに関する専門的な情報の提供等を行うことにより、再生可能エネルギーの普及啓発を図ることを目的とする。

## 3 交付の対象となる事業

市町村、県内に事業所を有する民間団体等が主催する再生可能エネルギーの講演会、シンポジウム、研修会等（営利を目的としないものに限る。）

## 4 交付の対象となる者、交付の対象である経費及び交付金額

交付の対象となる者	交付の対象である経費	交付金額
市町村、県内に事業所を有する民間団体等	講演会、シンポジウム、研修会等に要する講師の謝金及び交通費	1 講師謝金にあつては、交付の対象となる経費の実支出額又は次に掲げる額のいずれか低い額 (1) 県外講師 1人1日当たり100,000円 (2) 県内講師 1人1日当たり50,000円 2 交通費にあつては、交付の対象となる経費の実支出額

**島根県告示第326号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね衛生・品質管理体制推進事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成27年 4月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金の名称

しまね衛生・品質管理体制推進事業補助金

## 2 交付の目的

県内食品産業事業者の製造工程にHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）プランを導入し、県内食品産業事業者の衛生・品質管理体制の整備促進を図り、県産品の国内や海外への販路拡大を目指すことを目的とする。

## 3 交付の対象者

次の全てを満たす者であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であり、食料品並びに清涼飲料、酒類、茶及びコーヒーを製造する事業者であること。
- (2) 県内に製造拠点があり、その製造拠点においてHACCPプランを導入する者であること。

## 4 交付の対象となる事業の内容

HACCPプランを導入するために実施した外部専門家への委託等（補助金の交付申請をする年度内に実施したものに限る。）とする。ただし、本補助金と別に同種の補助金の交付決定を受けているものは、対象としない。

## 5 交付の対象である経費

- (1) 衛生管理手法の構築や文書作成等の助言等を外部専門家へ委託するために要する経費
- (2) その他知事が特に必要と認める経費

## 6 交付金額

補助対象経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 島根県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
才槇谷地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

## 島根県告示第328号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成23年島根県告示第269号による保険に付すべき義務は、平成27年 4 月 4 日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖斐川加入区

## 島根県告示第329号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

松江市玉湯町湯町284 福間正信  
 " 林1724-7 福間利明

松江市宍道町西来待121 土江 仁

(2) 加入区

宍道湖湖南加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

---

**島根県告示第330号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 2 項の規定による同意があったと認めたので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 21 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

和江

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所及び五十猛出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表 8 の項漁業の区分欄 1 に掲げる漁業の区分

2 (1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄 1 に掲げる漁業の区分

3 (1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄 2 に掲げる漁業の区分

4 (1) 加入区の名称

温泉津・江津

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

## 5(1) 加入区の名称

浜田市

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

## 6(1) 加入区の名称

浜田市

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

## 7(1) 加入区の名称

浜田市

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

## 8(1) 加入区の名称

浜田市

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

## 9(1) 加入区の名称

海士町

## (2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分